

固定資産税の申告・減額措置など

申告先・問合せ 課税課資産税係^{(内)157}

調査・届出・申告が必要です

住宅用地などの申告

平成28年中に新築・増築をした家屋の調査を行います。

この調査は、家屋に使われている資材や床面積などを直接調査して、固定資産税・都市計画税の算出根拠となる家屋の評価額を決定するためのものです。

該当する方は都合の良い日時をお知らせください。

※通常の住宅のほかに、車庫やサンルームなども課税の対象となる場合があります。詳しくは、問い合わせてください。

取壊し家屋（建物）の届け出

平成28年中に家屋の全部または一部を取壊した場合、その家屋が未登記のときは、取壊しの届け出をしてください。登記されている家屋の場合は、東京法務局西多摩支局（登記所）で滅失の登記をしてください。

いずれも、工事完了後3か月以内に必要書類を添えて申告してください。

省エネ改修

平成20年1月1日以前に建てられた住宅（貸家を除く）で、平成30年3月31日までに、一定の省エネ改修を施工した場合、翌年度分の家屋の固定資産税を減額します。

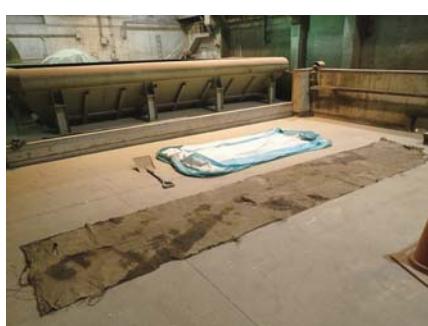
減額措置を紹介します

現地調査を実施します

課税課では、年に3回市内を巡回して現地調査を行っています。

これは、家屋の新築や滅失、土地の利用状況により、適正な課税などを行うためのものです。

ご協力をお願いします。



▲受入基準を超過したごみ

内
204

問合せ 生活環境課生活環境係

※詳しい減額範囲や要件、申告方法は、問い合わせてください。

場合、翌年度分の家屋の固定資産税を減額します。

バリアフリー改修

新築された日から10年以上経過した、高齢者・障害者などが居住する住宅（貸家を除く）で、平成30年3月31日までに、一定のバリアフリー改修を施工した場合、翌年度分の家屋の固定資産税を減額します。

燃やせるごみで出せるものは、広げた状態で一边が長さ50cm未満などの基準があります。

今年の4月に西多摩衛生組合に搬入された燃やせるごみに基準を超えたものが混ざっていました。

受入基準を超過したごみが混ざっていると、機械に絡まつて焼却炉が非常停止し、ごみ処理に支障を来す恐れがあります。

50cm以上のものは粗大ごみとして出してください。

皆さんのご協力をお願いします。

30歳・35歳健康診査の受診を

ご注意ください

■検査項目・内容

検査項目	内容
身体測定	身長・体重・腹囲・BMI
血圧測定	収縮期血圧・拡張期血圧
血中脂質検査	中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール
肝機能検査	GOT・GPT・γ-GTP
血糖検査	空腹時血糖・ヘモグロビンA1c
尿検査	尿糖・尿たんぱく
貧血検査	赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値
心電図検査	心電図
そのほか	血清クレアチニン・尿酸

■ 30歳・35歳健康診査実施医療機関

医療機関名	電話番号
いずみクリニック	555-8018
小崎クリニック	554-0188
小作駅前クリニック	578-0161
栄町診療所	555-8233
神明台クリニック	554-7370
西多摩病院	554-0838
羽村三慶病院	570-1130
羽村整形外科	570-1170
リウマチ科クリニック	570-1170
羽村相互診療所	554-5420
双葉クリニック	570-1588
前田外科クリニック	578-8875
松田医院	554-0358
松原内科医院	554-2427
柳田医院	555-1800
山川医院	554-3111
山口内科クリニック	570-7661
横田クリニック	554-8580

若いころからの健康づくりが、将来の生活習慣病予防につながります。
日ごろ、健診を受ける機会のない方は、受診して健康チェックをしましよう。

実施期間 6月1日(水)～10月31日(月)

対象 次のすべてを満たす方
 ①市内在住の方
 ②平成28年度内に30歳または35歳に達する方(昭和61年4月2日～昭和62年4月1日生まれの方または、昭和56年4月2日～昭和57年4月1日生まれの方)
 ③同様の内容の健康診査を受診する機会のない方
 ※妊娠婦は対象となりません。

費用 無料

受診方法 保健センターで発行する受診券を持参し、左記の実施医療機関で受診
申込み・問合せ 申込書に記入し、郵送または直接保健センターへ 555-1111内624〒205-0003羽村市緑ヶ丘5-5-2
 ※保健センター窓口で申し込んだ方には、その場で受診券を渡します。

※申込書は、保健センターで配布するほか、市公式サイトからダウンロードすることができます。

※持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。

6月は雨の多い季節です。雨の日に資源A(紙類・布類)を出すときは、次のこと気に気を付けてください。
濡れてもリサイクルできる紙類(新聞紙・折込チラシ・雑誌・雑紙、ダンボール)
 紙類は、濡れてもリサイクルすることができます。ひもで束ねて、いつもと同じ場所へ出してください。雨を気にして軒下などいつもと違う場所へ出すと、収集もれの原因となります。

濡れるとりサイクルできない布類(古着・古繊維)
 布類は、濡れてしまうとリサイクルすることができます。また、ビニール袋に入れて出しても、運搬途中で濡れてしまう可能性があります。布類は雨の降っていない資源Aの収集日に、ひもで束ねて出してください。

出し方のポイント

①紙類を出すときは、資源として再生利用できる紙ひもができるだけ使用してください。

②下着や靴下、汚れのひどい布類は資源となりません。「燃やせるごみ」で出してください。

問合せ 生活環境課 生活環境係 内204

